

施策名(節)： 人権・平和

1. 施策の基礎情報 <Plan>

		担当課	総務課(・住民課・福祉課)
総合計画上の位置付け	章	第5章 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます	
	節	第4節 人権・平和	
成果目的 (総合計画基本方針)	住民一人ひとりが、自分の問題として、人権や平和を尊重する社会をめざします。 一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するために、人権啓発活動や相談体制を充実します。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度		
第5次総合計画策定時の課題	部落差別問題をはじめ障害のある人、高齢者、女性、子ども、外国人などへの差別と偏見のない社会をつくるには、一人ひとりの意識に訴えかける、地道な啓発活動が欠かせません。人権の意識が社会に浸透し、人々がさまざまな人権問題を身近なものとして考え、それが態度や行動に表れてくるような効果的な活動をする必要があります。 人々のライフスタイルは多様化してきており、個人を尊重し、個性や自立性を重視する考え方が定着しつつある一方、自己の権利のみを主張し、他人の人権に配慮しない状況が増えてきました。その結果、児童や高齢者への虐待、DV、犯罪被害者への精神的被害などの問題が表面化してきています。 さらに、世界では未だに戦争、テロ、地域紛争などが続いており、映像メディアやゲームなどでも戦争が娯楽として日常社会に侵入してきています。本町では、平成元年の「平和都市宣言」を契機とし、平和思想の醸成を図ってきましたが、いま、「平和で暮らせること」の大切さを、改めて啓発、教育していくことが必要になっています。		
総合計画基本計画(項目)	①人権意識の啓発 ②平和理念の啓発		
主な事務事業の取組内容	人権啓発事業、人権擁護委員による相談事業、社会を明るくする運動事業 毎年8月15日に平和祈念事業を開催するとともに、久御山町の戦没者に対して哀悼の意を表し平和を誓う戦没者追悼式の開催		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 3 実績値	R 4 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 人権啓発研修会への参加人数	人	70(H26)	80	84	80	100
【 5次総計目標 】 平和祈念集会への参加人数	人	80(H26)	100	60	60	120
【 成果(結果)指標 】 追悼式参加者数(福祉課)	人	180	100	38	38	120
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。

3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 3 年度 決算額	1,581
令和 4 年度 決算額 (a)	1,895
令和 5 年度 予算額 (b)	3,035

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。	

人権については、年2回の街頭啓発活動や住民と職員を対象とした研修会等を実施し、人権問題の解決に向けた施策を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、街頭啓発は令和2～4年度は中止とした。研修会については、多くの住民や職員に研修を受けてもらった。また、啓発物品を窓口等に配架することにより、人権意識の向上に努めた。
平和については、毎年終戦記念日にあわせ、平和祈念集会や戦争等の写真パネル展示を行っている。継続して事業を行っていることで、平和意識の醸成に努めた。

事務事業における構成等の妥当性については、概ね妥当であると考えている。広報紙やホームページを活用したイベントの周知を引き続き行いながら、人権・平和とともに、継続して事業を実施することにより、意識の定着や一定の効果が出てくると考えられるため、今後も工夫をしながら事業を行ってきたい。

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。
	人権については、IT機器の急速な普及により、インターネットを悪用した差別的な情報の掲示やプライバシーの侵害などが後をたたず、また、コロナ感染者への差別が今年度新たな問題として発生している。情報機器の利用により誹謗中傷に対する拡散速度が高速化し、拡散範囲も広範囲となるなか、心身ともに疲労した状況下で一層あおられる不安に伴う差別に対し、対策をどのように講じるのかを考えていく必要がある。 平和については、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に継承していかなければならないが、戦争体験者の高齢化が進み、語り継げる者も減っている中、その継承のあり方が課題である。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。
	人権については、継続して街頭啓発活動を行い、研修会の内容を実情を踏まえたテーマを取り扱う等、その時々の問題傾向にあわせ働きかけていく。 平和についても、人権と同様に戦争の悲惨さと平和の尊さを継承するため、平和事業を引き続き行い、住民意識の定着を図る。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 4 年度	令和 5 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 人権啓発推進事業 (総務課)	義務自治	政策	あらゆる差別を根絶し、明るい社会を築くとともに、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図るため、啓発活動の展開や研修会を開催する。また、同和問題をはじめとする人権問題の研修会へ職員の派遣を行う。	872 (3,122)	1,552	B 人権啓発関係課と協力して、あらゆる人権に関する問題解決に向けての施策を推進する。さまざまな差別を根絶し、明るい社会を築くために啓発活動に取り組む。 また、近隣市町村と協力して同和問題の解決、住民啓発に取り組むとともに、役場職員の人権意識の向上を目指す。
② 平和祈念事業 (総務課)	任意自治	政策	平和理念の啓発のため、平和都市宣言の精神を踏まえた取組として、毎年8月15日の終戦記念日に平和祈念集会を行う。	56 (806)	55	B 住民に平和思想を定着させるため、今後も引き続き平和祈念事業を開催する。今年度は、ウクライナ避難民を講師として、講演会を実施し、その後に平和祈念式典を実施する。また、折り鶴に代わり、大人を対象とした「平和学習ツアー」を行い、平和関連施設の見学等を通じて平和意識の醸成に努める。
③ 人権相談事業 (住民課)	義務自治	経常	差別や人権侵害、生活上の悩みなどに対応するため、関係機関と連携して、人権擁護委員による相談や人権週間の啓発を行う。	67 (1,192)	74	B 複雑化、多様化する社会における様々な悩みの受け皿として、引き続き当事業の周知を図っていく。
④ 「社会を明るくする運動」事業 (住民課)	義務自治	経常	「社会を明るくする運動」の浸透と成果を期するため、推進委員会を設置し、地域に根ざした運動を展開する。	140 (1,640)	155	B 法務省の主唱のもと7月を強調月間とし、「社会を明るくする運動」の浸透と成果を期するため地域に根ざした運動を展開する予定。
⑤ 戦没者追悼式事業 (福祉課)	任意自治	政策	戦没者慰霊のため、戦没者追悼式を実施し、あわせて平和への誓いを新たにする。	760 (1,109)	1,199	B コロナ感染状況を見極める必要があるが、参列者数等実施方法を十分検討したうえで、式典を挙げる。
⑥						
⑦						
⑧						
(a) 決算額・予算額 計				1,895 (7,869)	3,035	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

施策名(節)：男女共同参画

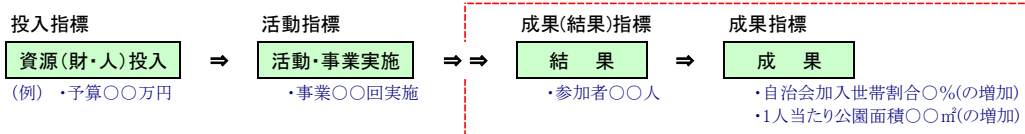
1. 施策の基礎情報 <Plan>

		担当課	総務課
総合計画上の位置付け	章 節	第5章 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます 第5節 男女共同参画	
成果目的 (総合計画基本方針)	「男女共同参画プラン」に基づき、社会のあらゆる分野に分け隔てなく、男女がともに自らの意志で参画し、男女の人権が尊重された豊かで、いきいきとした町を目指します。		
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度		
第5次総合計画策定時の課題	男女とも、意欲に応じたあらゆる分野での活躍が望まれますが、職場や政治、行政の政策・方針決定の場においては依然として男性の優遇感が強く、社会通念・慣習やしきたりなど、多くの課題が残されています。 本町では、こうした状況に対応し、平成25年に「第2次男女共同参画プラン」を策定し、意識啓発や情報提供、相談体制の充実などに取り組んできましたが、そうした中から仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現など、新たな課題も見えてきました。 また、女性相談の利用者やセミナー参加者の広がりが限られていることなどから、新たな参加者の掘り起こしやすそ野の拡大に向けた効果的な啓発方法の検討が必要となっています。		
総合計画基本計画(項目)	①男女共同参画の計画的な推進 ②男女の人権の確立 ③男女共同参画による活力ある社会の実現 ④男女の仕事と生活の調和 ⑤男女の健康と安心できる暮らしの支援		
主な事務事業の取組内容	男女共同参画推進懇話会、男女共同参画セミナー、男女共同参画フォーラム 男女共同参画推進のための標語募集事業、女性のための相談事業		

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 3 実績値	R 4 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 審議会等への女性委員の登用率	%	25.5(H26)	28(H29)	26.7	29.0	33(H34)
【 5次総計目標 】 役場での男性の育児休業取得者率	%	0(H26)	10(H29)	45.5	100.0	10(H34)
【 成果(結果)指標 】 講座等参加者	人	231	400	213	274	400
【 成果(結果)指標 】 推進のための標語募集(R4はキャラクター名称募集)	句	46	150	334	295	150
【 成果(結果)指標 】 女性のための相談件数	件	21	48	11	18	48

(注) 指標の区分(考え方) … 指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 3 年度 決算額	3,534
令和 4 年度 決算額 (a)	3,521
令和 5 年度 予算額 (b)	1,858

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 4 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。	

成果目的と指標の達成度
コロナ禍のため、研修等の開催にあつては参加者数を制限するなかで、男女共同参画推進懇話会とも連携をとりながら、中学生への出前講座の実施など、広い住民を対象に男女共同参画社会の意義や必要性等の啓発に努めた。また、フォーラムにおいてはLGBTQ等もふまえた多様性を認め合うことの重要性について講演会を開催するなど効果的な実施に取り組むことができた。さらに、役場での男性の育児休業取得者率は100%と目標を達成することが出来た。一方で、審議会等への女性委員の登用率は昨年度との比較では微増したが、いまだ計画値には達していない状況である。

事務事業の構成・内容の妥当性
男女共同参画社会の実現には、住民に広く意識啓発を行うことが必要であり、その手段として講座等の開催と啓発標語の募集は適当である。ただし、講座等の開催にあつては、テーマについて社会情勢等をふまえる必要があるため、今後も、男女共同参画推進懇話会と連携し、実施方法等を検討する必要がある。また、役場での男性の育児休業取得者については100%の取得率を達成したが取得が短期間である傾向や、審議会等への女性委員の登用率についても課題が残ることから、引き続き本事業の展開を職員間においても広く周知を行う必要がある。

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<p><観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。</p> <p>DVやハラスメント問題が社会的に注目されるなか、その受け皿となる女性のための相談事業について、相談を求めている人が漏れることなく相談を受けられるよう、より効果的な啓発方法を工夫する必要がある。また、女性活躍推進法が制定されるなど女性も男性も、よりワークライフバランスが実現できる社会が求められており、講演会や各種講座において効果的に啓発するとともに、より多くの方が参加できるような企画・実施が課題となる。さらに、仕事と生活のバランスのとれた働き方改革についても、意識啓発の段階にとどまっており、先進事例等を活用するなど、より具体的な実施手段を検討していく必要がある。</p>
施策の方向性	<p><観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。</p> <p>令和3年度から男女共同参画懇話会の委員の編成を一部変更し、従来より広い視点で男女共同参画社会のあり方を考えることができるようになってきている。今年度から実行する第3次男女共同参画プランや社会情勢等にもとづき、今後も継続して住民及び職員に対し男女共同参画意識の高揚を図る。</p>

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 4 年度	令和 5 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 男女共同参画社会推進事業	任意自治	政策	男女平等と共同参画社会の実現のため、「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画セミナーやフォーラムの開催、女性のための相談事業のほか、自主的に男女共同参画に取り組む地域組織やグループの活動に対して支援を行う。 <主な取組内容> ①男女共同参画セミナー・男女共同参画フォーラムの開催 ②地域男女共同参画推進事業 ③女性のための相談事業 ④男女共同参画第3次プラン策定準備	3,521 (6,896)	1,858	C 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の必要性を住民一人ひとりが強く認識することが必要であり、その支援を効果的に行うため、今後とも社会情勢やニーズをふまえて講習会等の内容や啓発方法を検討していく。また、第2次男女共同参画プランの実施内容の検証等をもとに策定している第3次プランにもとづき、今後の事業を推進するとともに、引き続きDV防止啓発や女性のための相談窓口の効果的な啓発並びにワークライフ・バランス推進のための取組を進める。
②						
③						
④						
⑤						
(a) 決算額・予算額 計				3,521 (6,896)	1,858	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)

義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)

任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)

経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止